

Vol.40

中国の個人消費を取り込む日本企業に注目

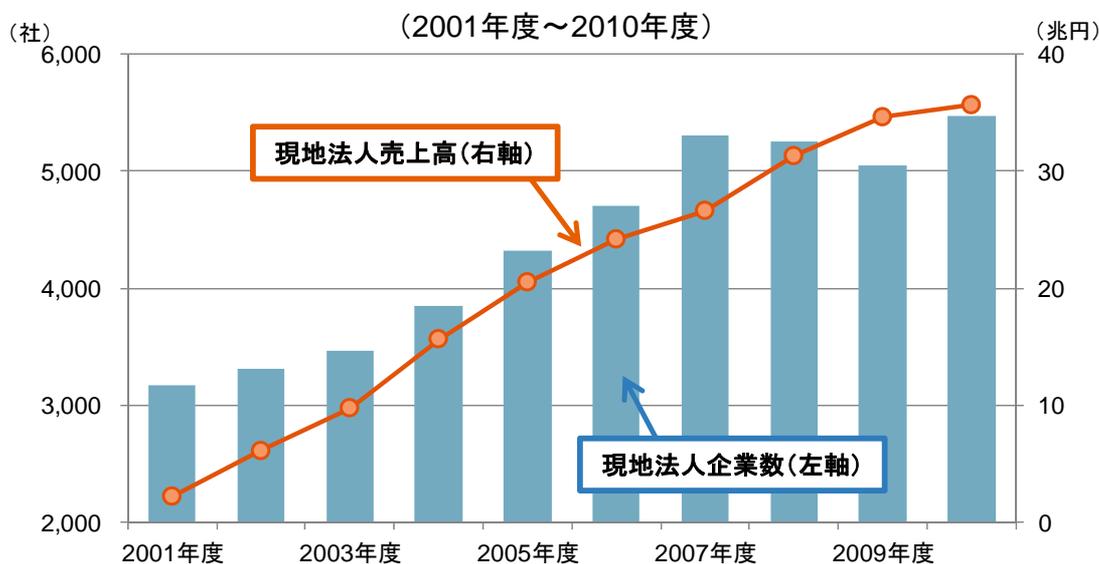
中国では、相対的に高い経済成長や、それに伴う物価の上昇、労働に関する権利意識の高まりなどを背景に、賃金の引き上げが続いています。加えて、中国当局が製造業主導の経済成長から内需(個人消費)主導の経済成長への転換を図る姿勢を打ち出していることなども影響しているとみられます。

かつての日本でも、国民所得を10年間で倍増させるという「国民所得倍増計画」が1960年に発表され、実施後10年を待たずにこれを成し遂げ、高度経済成長を実現させました。また、所得水準の向上に伴う消費の拡大が経済成長を牽引し、現在の日本経済の礎を築いたといわれています。中国においても、持続的な経済成長を実現させるためには、所得水準の向上が不可欠とみられ、さらに日本などと比較してまだまだ所得水準が低いことから、今後の所得の伸びが注目されます。

賃金の上昇は、企業にとっては労働コストの上昇など、様々な課題をもたらすものとみられますが、その一方、所得水準の向上によって、潜在的な個人消費需要が喚起され、企業にとっては、収益を拡大させていく大きな機会になると考えられます。実際、拡大する中国の消費市場を取り込むべく、日本企業は中国への進出を活発化させ、売上高を順調に伸ばしています。中国では、13億人以上の人口を抱えているうえ、今後は、消費意欲が旺盛とされる中間所得層がかなりの規模に増加する見通しであることから、潜在需要の大きい中国市場を舞台に、さらなる日本企業の活躍が期待されます。

こうした中国で積極的に事業展開している日本企業に着目した投資をご検討されるのであれば、「日経中国関連株50」への連動を目的としたETF(上場投資信託)に注目されてはいかがでしょうか。

中国にある日本の現地法人企業数と現地法人売上高の推移



出所: 経済産業省「第41回海外事業活動基本調査結果概要確報—平成22(2010)年度実績—」



円換算した「日経中国関連株50」への連動を目的としたETF:「上場インデックスファンド日経中国関連株50」

ETF[愛称] (銘柄コード)	対象指数	売買単価 (2012年8月20日終値)	上場市場	売買 単位	最低投資 金額(概算)*
上場中国関連株50 (1556)	日経中国関連株50	790円	東京証券取引所	10口	7,900円

* 最低投資金額(概算)は、2012年8月20日終値×最低売買単位。手数料などの費用は含みません。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

ご留意事項

■リスク情報

投資信託は、投資元金が保証されているものではなく、値動きのある資産(外貨建資産は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、市場取引価格または基準価額は変動します。したがって、投資元金を割り込むことがあります。投資信託の運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なります。金融商品取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、基準価額と変動要因が異なるため、値動きが一致しない場合があります。

■手数料等の概要

お客様には、以下の費用をご負担いただきます。

<取得・換金時にご負担いただく費用>

お申込手数料 販売会社が独自に定める手数料とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、当該手数料には消費税等相当額がかかります。

換金手数料 販売会社は、受益者が解約請求、交換を行なうとき、および受益権の買取りを行なうときは、当該受益者から、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

信託財産留保額 上限0.3%

<取引所における売買時にご負担いただく費用>

売買手数料 取扱会社が独自に定める手数料とします。詳しくは、取扱会社にお問い合わせください。

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

信託報酬(年率) 上限0.9975%(税抜0.95%)

その他費用 組入有価証券の売買委託手数料、監査費用、立替金の利息、受益権の上場に係る費用、標章の使用料および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に0.525(税抜0.5)以内(有価証券届出書提出日現在、0.525(税抜0.5))を乗じて得た額)など

※その他費用については、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記手数料などの合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

《ご注意》

- 手数料等につきましては、日興アセットマネジメントが運用するETFのうち、徴収するそれぞれの手数料等における最高の料率を記載しております。(当資料作成日現在)
- 上記のリスク情報や手数料等の概要は、一般的な投資信託を想定しており、投資信託毎に異なります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)などをご覧ください。

■その他の留意事項

当資料は、投資者の皆様へ「上場インデックスファンド」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当該ファンドをお申込みの際には、契約締結前交付書面などを十分にお読みください。

指数の著作権などについて

「日経中国関連株50」

- 「日経中国関連株50」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経中国関連株50」自体及び「日経中国関連株50」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。
- 「日経」及び「日経中国関連株50」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属している。
- 当該ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び本商品の取引に関して、一切の責任を負わない。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経中国関連株50」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。
- 株式会社日本経済新聞社は、「日経中国関連株50」の構成銘柄、計算方法、その他「日経中国関連株50」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

設定・運用は

日興アセットマネジメント

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
加入協会: 社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会